



## 2026年10月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（非連結）

2026年6月15日

上場会社名 クラシコ株式会社 上場取引所 東  
コード番号 442A URL <http://classico.co.jp/>  
代表者（役職名） 代表取締役社長（氏名） 大和 新  
問合せ先責任者（役職名） 取締役CF0（氏名） 相馬 知明（TEL） 03(6427)4767  
半期報告書提出予定日 2026年6月15日 配当支払開始予定日 —  
決算補足説明資料作成の有無 : 有  
決算説明会開催の有無 : 有（機関投資家・アナリスト向け）

（百万円未満切捨て）

### 1. 2026年10月期第2四半期（中間期）の業績（2025年11月1日～2026年4月30日）

（1）経営成績（累計）（%表示は、対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年10月期中間期	1,560	△7.9	△188	—	△194	—	△197	—
2025年10月期中間期	1,694	—	45	—	36	—	30	—

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益
	円 銭	円 銭
2026年10月期中間期	△95.98	—
2025年10月期中間期	26.26	19.65

（注）1. 2026年10月期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は2024年10月期中間期においては、中間財務諸表を作成していないため、2025年10月期中間期の対前年中間期増減率については記載しておりません。

### （2）財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率
	百万円	百万円	百万円	百万円	%
2026年10月期中間期	2,434	1,628	1,628	1,628	66.9
2025年10月期	2,405	1,413	1,413	1,413	58.8

（参考）自己資本 2026年10月期中間期 1,628百万円 2025年10月期 1,413百万円

### 2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年10月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年10月期	—	0.00	—	—	—
2026年10月期（予想）	—	—	—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

### 3. 2026年10月期の業績予想（2025年11月1日～2026年10月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	4,250	17.0	233	41.8	214	54.7	150	△11.6	72.71

（注）1. 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

2. 2026年10月期の通期の業績予想における1株当たり当期純利益については、2025年11月4日の一般募集（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行及び2025年12月3日の第三者割当増資による新株式の発行の影響を考慮しております。

※ 注記事項

(1) 中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 有

(注) 詳細は、添付資料P. 7「2. 中間財務諸表及び主な注記(4) 中間財務諸表に関する注記事項(中間財務諸表の作成に特有の会計処理に関する注記)」をご覧ください。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無

② ①以外の会計方針の変更 : 有

③ 会計上の見積りの変更 : 無

④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)

2026年10月期中間期	2,070,390株	2025年10月期	1,748,390株
--------------	------------	-----------	------------

② 期末自己株式数

2026年10月期中間期	一株	2025年10月期	一株
--------------	----	-----------	----

③ 期中平均株式数(中間期)

2026年10月期中間期	2,058,323株	2025年10月期中間期	一株
--------------	------------	--------------	----

(注) 当社は2025年10月期中間期においては、中間財務諸表を作成していないため、2025年10月期中間期の期中平均株式数(中間期)については記載していません。

※ 第2四半期(中間期)決算短信は公認会計士又は監査法人のレビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

(将来等に関する記述等についてのご注意)

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料P. 3「1. 当中間決算に関する定性的情報(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当中間決算に関する定性的情報	2
(1) 当中間期の経営成績の概況	2
(2) 当中間期の財政状態の概況	2
(3) 業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 中間財務諸表及び主な注記	4
(1) 中間貸借対照表	4
(2) 中間損益計算書	5
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書	6
(4) 中間財務諸表に関する注記事項	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(会計方針の変更)	7
(中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)	7
(セグメント情報等)	7
(重要な後発事象)	8

## 1. 当中間決算に関する定性的情報

### (1) 当中間期の経営成績の概況

当社は、「医療現場に、感性を。」というミッションの下、医療現場で働く医師や看護師などの医療従事者に対し、白衣・スクラブ(上下分かれた医療ウェア)、患者衣及び周辺小物等のメディカルアパレル商品の企画、開発及び販売を行っております。医療従事者が誇りを持ち、モチベーションを高く保ちながら、高いパフォーマンスで働けるよう、当社は、メディカルアパレルを機能重視の支給品からプロ意識を表現するファッションへと進化させ、こだわり抜いたものづくりを通じて、耐久性、着心地、機能性、そして美しさを高次元で兼ね備えたメディカルアパレルを提供しています。

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の底堅さにより緩やかな回復基調が見られましたが、中東情勢の不安定化によるエネルギー・資源価格の高騰や供給制約等により成長が鈍化するリスクがあり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

そのような環境の下、2025年度大型補正予算「医療・介護等支援パッケージ」により診療報酬改定では本体3.09%、薬価を含む合計2.22%のプラス改定が決定されました。また、本来は改定年に当たらない介護報酬についても、従事者処遇改善や物価上昇対応を目的とした2.03%の臨時改定が実施されました。これらの改定に加えて、人口動態変化による医療・介護需要に伴う医療人口の増加や感染防止のための医療用アパレルの一人当たりの必要枚数の増加により国内及び海外メディカルアパレルの需要は増加傾向にあります。

当中間会計期間においては、2025年11月から米国、カナダ、オーストラリア向け公式オンラインストアをオープンし、海外展開国を17の国と地域に拡大しました。また、2025年12月から楽天市場及びAmazonに公式ストアを開設し、エントリーモデルを中心としたラインナップで、これまで接点が小さかった新規顧客の獲得を強化しました。

その一方で、国内法人販売については、前年同期比と比較すると当事業年度の下期に偏重した納品計画となっており前年同期を大きく下回る結果となりました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,560,255千円(前年同期比7.9%減)、営業損失は188,611千円(前年同期は営業利益45,974千円)、経常損失は194,472千円(前年同期は経常利益36,034千円)、中間純損失は197,549千円(前年同期は中間純利益30,857千円)となりました。

なお、当社の事業は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 当中間期の財政状態の概況

#### ①資産、負債及び純資産の状況

##### (資産)

当中間会計期間末における流動資産は2,204,641千円となり、前事業年度末に比べ24,469千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が56,227千円増加したものの、売掛金が44,237千円減少したことによるものであります。固定資産は229,948千円となり、前事業年度末に比べ4,259千円増加いたしました。これは主に無形固定資産が5,604千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は2,434,590千円となり、前事業年度末に比べ28,728千円増加いたしました。

##### (負債)

当中間会計期間末における流動負債は595,761千円となり、前事業年度末に比べ128,677千円減少いたしました。これは主に買掛金が68,934千円、短期借入金が52,500千円減少したことによるものであります。固定負債は210,800千円となり、前事業年度末に比べ56,818千円減少いたしました。これは長期借入金が56,818千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は806,561千円となり、前事業年度末に比べ185,495千円減少いたしました。

##### (純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は1,628,028千円となり、前事業年度末に比べ214,224千円増加いたしました。これは、一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株式の発行及び第三者割当増資により資本金及び資本準備金がそれぞれ205,886千円増加したものの、中間純損失の計上により利益剰余金が197,549千円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は66.9%（前事業年度末は58.8%）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ56,227千円増加し、454,962千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は232,758千円（前年同期は316,760千円の使用）となりました。これは主に、税引前中間純損失194,472千円、仕入債務の減少額68,934千円があった一方で、売上債権の減少額43,853千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は6,187千円（前年同期は11,189千円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,421千円、無形固定資産の取得による支出4,805千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は295,249千円（前年同期は640,266千円の獲得）となりました。これは、株式の発行による収入410,332千円があった一方で、短期借入金の純減少額52,500千円、長期借入金の返済による支出62,583千円があったことによるものであります。

（3）業績予想などの将来予測情報に関する説明

2026年10月期の業績予想につきましては、2025年12月15日の決算短信で公表いたしました通期の業績予想に変更はありません。

## 2. 中間財務諸表及び主な注記

## (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年10月31日)	当中間会計期間 (2026年4月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	398,734	454,962
売掛金	253,164	208,927
電子記録債権	483	867
商品	1,296,606	1,274,273
原材料	144,901	165,279
その他	86,528	100,557
貸倒引当金	△246	△226
流動資産合計	2,180,172	2,204,641
固定資産		
有形固定資産	13,243	12,433
無形固定資産	5,673	11,278
投資その他の資産	206,771	206,236
固定資産合計	225,688	229,948
資産合計	2,405,861	2,434,590
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	277,532	208,597
短期借入金	100,000	47,500
1年内返済予定の長期借入金	106,748	100,983
未払法人税等	29,361	9,967
その他	210,796	228,712
流動負債合計	724,438	595,761
固定負債		
長期借入金	267,618	210,800
固定負債合計	267,618	210,800
負債合計	992,056	806,561
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	836,231	1,042,118
資本剰余金	834,831	1,040,718
利益剰余金	△257,258	△454,807
株主資本合計	1,413,804	1,628,028
純資産合計	1,413,804	1,628,028
負債純資産合計	2,405,861	2,434,590

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
売上高	1,694,665	1,560,255
売上原価	800,299	746,541
売上総利益	894,365	813,713
販売費及び一般管理費	848,391	1,002,325
営業利益又は営業損失(△)	45,974	△188,611
営業外収益		
受取利息	64	498
受取補償金	118	3,734
ポイント収入	921	1,332
為替差益	3,078	2,412
その他	216	—
営業外収益合計	4,399	7,978
営業外費用		
支払利息	6,436	4,968
支払手数料	5,842	5,038
株式交付費	1,946	1,441
上場関連費用	—	2,379
その他	113	12
営業外費用合計	14,339	13,838
経常利益又は経常損失(△)	36,034	△194,472
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	36,034	△194,472
法人税、住民税及び事業税	10,167	3,076
法人税等調整額	△4,990	—
法人税等合計	5,177	3,076
中間純利益又は中間純損失(△)	30,857	△197,549

## (3) 中間キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自 2024年11月1日 至 2025年4月30日)	当中間会計期間 (自 2025年11月1日 至 2026年4月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	36,034	△194,472
減価償却費	4,760	2,342
貸倒引当金の増減額(△は減少)	63	△20
受取利息	△64	△498
支払利息	6,436	4,968
株式交付費	1,946	1,441
為替差損益(△は益)	—	75
売上債権の増減額(△は増加)	12,786	43,853
棚卸資産の増減額(△は増加)	△300,656	1,954
前渡金の増減額(△は増加)	△146,443	28,696
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△30,662	△42,770
仕入債務の増減額(△は減少)	96,219	△68,934
未払金の増減額(△は減少)	9,945	12,071
契約負債の増減額(△は減少)	14,882	4,226
その他の流動負債の増減額(△は減少)	△3,472	△3,611
その他	△122	496
小計	△298,345	△210,182
利息の受取額	64	498
利息の支払額	△6,806	△4,922
法人税等の支払額	△11,672	△18,152
営業活動によるキャッシュ・フロー	△316,760	△232,758
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△7,578	△1,421
無形固定資産の取得による支出	△330	△4,805
敷金及び保証金の差入による支出	△3,280	△120
敷金及び保証金の回収による収入	—	159
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,189	△6,187
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	80,000	△52,500
長期借入れによる収入	80,000	—
長期借入金の返済による支出	△27,249	△62,583
株式の発行による収入	507,515	410,332
財務活動によるキャッシュ・フロー	640,266	295,249
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	△75
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	312,316	56,227
現金及び現金同等物の期首残高	213,453	398,734
現金及び現金同等物の中間期末残高	525,770	454,962

(4) 中間財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、2025年11月5日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場に当たり、2025年11月4日を払込期日とする一般募集(ブックビルディング方式による募集)による新株式の発行(普通株式280,000株)を行いました。また、大和証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行(普通株式42,000株)を行い、2025年12月3日に払込が完了いたしました。

この結果、当中間会計期間において資本金及び資本準備金がそれぞれ205,886千円増加し、当中間会計期間末において資本金が1,042,118千円、資本剰余金が1,040,718千円となっております。

(会計方針の変更)

税金費用については、従来、原則的な方法により計算しておりましたが、決算業務の一層の効率化を図るため、当中間会計期間の期首より(中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)に記載の方法に変更しております。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

(中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、見積実効税率に替えて法定実効税率を用いることとしております。

(セグメント情報等)

当社は、メディカルアパレル事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

(新株予約権の発行)

当社は、2026年6月15日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び従業員(以下「付与対象者」といいます。)に対し、下記のとおり第6回新株予約権及び第7回新株予約権を発行することを決議いたしました。

I. 本新株予約権の募集の目的及び理由

付与対象者が当社の企業価値最大化に対する意欲及び士気を高めるため、当社取締役及び従業員を対象に、ストック・オプションを無償にて発行するものであります。今回は付与対象者の業績、貢献度の評価に基づき、第6回新株予約権について当社取締役2名及び従業員14名、第7回新株予約権について当社取締役1名及び従業員1名を対象にストック・オプションを発行する予定であります。

なお、各本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は44,900株(第6回新株予約権につき37,200株、第7回新株予約権につき7,700株)であり、最大で2.17%の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化の影響は合理的なものであると考えております。

II. 第6回新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

クラシコ株式会社第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間又は申込期日

2026年6月29日

3. 割当日

2026年6月30日

4. 募集の方法

第三者割当の方法により本新株予約権を割当てる。

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権の総数

372個

7. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。なお、本新株予約権は職務執行の対価として当社の取締役又は従業員に付与されるものであり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は

切上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(これが存在しない場合には同日に先立つ最直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

9. 行使価額の調整

- (1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の時価・処分前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

10. 本新株予約権を行使することができる期間

2029年6月30日から2032年6月29日まで(ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使期間の開始日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
- ① 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
  - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)
  - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
  - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
  - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
  - ⑦ 法令、本新株予約権に関して当社と締結した契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることが相当でないと認めた場合

⑧本新株予約権の割当てを受けた者の不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があったこと等により、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることが相当でないと認めた場合

⑨反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

(4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額(本新株予約権に係る付与決議(租税特別措置法第29条の2第1項において定められた付与決議をいう。)の日において、当社の設立の日以後の期間が5年未満である場合には当該権利行使価額を2で除して計算した金額とし、当社の設立の日以後の期間が5年以上20年未満であることその他の租税特別措置法施行規則第11条の3第1項で定める要件を満たす場合には当該権利行使価額を3で除して計算した金額とする。)の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

## 12. 本新株予約権の取得

(1) 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日における当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。)、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償(株式の譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は第16項の条件に準じた内容の新株予約権の交付)で取得することができる。

(2) 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

## 13. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

## 16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)

る。) (以下総称して「組織再編行為」という。) をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権 (以下「残存新株予約権」という。) を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」という。) の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

第11項に準じて決定する。

(7) 新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項に準じて決定する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認 (再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会) を要するものとする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第14項に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

19. その他

(1) 本発行要項の規定中、読替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

20. 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる本新株予約権の数

当社取締役2名に対し、100個 (10,000株)

当社従業員14名に対し、272個 (27,200株)

なお、上記対象となる者の人数は本新株予約権の募集事項決定時点の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

る。

### Ⅲ. 第7回新株予約権の発行要項

#### 1. 本新株予約権の名称

クラシコ株式会社第7回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

#### 2. 申込期間又は申込期日

2026年6月29日

#### 3. 割当日

2026年6月30日

#### 4. 募集の方法

第三者割当の方法により本新株予約権を割当てる。

#### 5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

#### 6. 本新株予約権の総数

77個

#### 7. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。なお、本新株予約権は職務執行の対価として当社の取締役又は従業員に付与されるものであり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

#### 8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(これが存在しない場合には同日に先立つ最直近日の終値。)を下回る場合は、当該終値とする。

#### 9. 行使価額の調整

(1) 当社が、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

(2) 当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新規発行・} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{新規発行前の時価・処分前の時価} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

10. 本新株予約権を行使することができる期間

2029年6月30日から2032年6月29日まで(ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。

11. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役又は従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使期間の開始日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、以下の1、3、9号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

① 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合

⑦ 法令、本新株予約権に関して当社と締結した契約の規定又は当社の社内規程に違反した場合において、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることが相当でないと認めた場合

⑧ 本新株予約権の割当てを受けた者の不正行為若しくは職務上の義務違反又は懈怠があったこと等により、当社が本新株予約権の割当てを受けた者に本新株予約権を行使させることが相当でないと認めた場合

⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

12. 本新株予約権の取得

- (1) 当社の株式の譲渡(当社の総議決権の全てを本新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日における当社の代表取締役以外の特定の者並びにその親会社及び子会社が保有する場合に限る。本号において同じ。)、当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約若しくは新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約若しくは株式移転の株式移転計画、又は当社が譲渡人となる事業譲渡に係る契約が当社の株主総会(ただし、当社の株主総会の承認を要しない場合には、当社の取締役会)において承認された場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償(株式の

譲渡に係る契約が承認された場合にあっては、公正な価格又は第16項の条件に準じた内容の新株予約権の交付)で取得することができる。

- (2) 当社は、本新株予約権者が第11項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

### 13. 本新株予約権の譲渡

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第10項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

### 16. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第5項に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第8項及び第9項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第10項に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件  
第11項に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の取得事由及び取得条件  
第12項に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認(再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会)を要するものとする。
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
第14項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切捨てるものとする。

19. その他

- (1) 本発行要項の規定中、読替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

20. 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる本新株予約権の数

当社取締役1名に対し、60個(6,000株)

当社従業員1名に対し、17個(1,700株)

なお、上記対象となる者の人数は本新株予約権の募集事項決定時点の予定人数であり増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。